

事業系ごみ処理手数料の見直しについて
(意見具申)

令和4年9月

枚方市廃棄物減量等推進審議会

1. はじめに

枚方市は、かねてより「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による排出者責任の考えに基づき、事業系ごみ処理手数料の適正化に取り組んでいるところである。「枚方市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月改定）」においては、事業系ごみ処理手数料について、排出者責任の考え方に基づき、ごみ処理原価に一致したものとなるように、適正化に向けた取り組みを進めることとしており、また、「行財政改革プラン2020」においては、令和4年度中に、事業系ごみ処理手数料を改定するために「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進に関する条例」の一部改正を目指している。

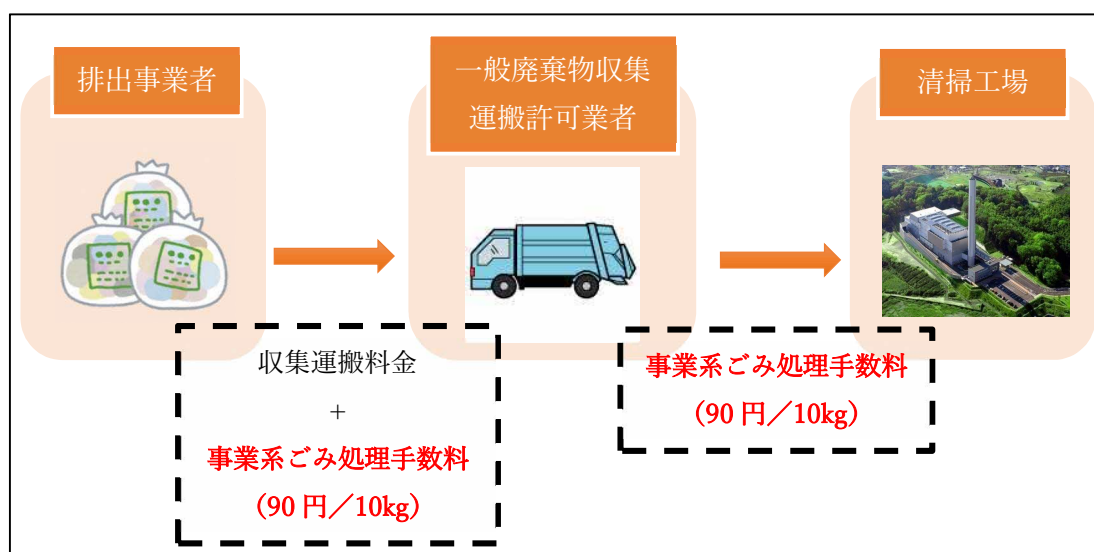
そうした中で、令和3年度第5回審議会において、事業系ごみ処理手数料の見直しについて、当審議会に対して意見が求められたところである。

このため、事業系ごみ処理手数料の見直しについて、審議会として、これまで審議を重ねてきたものであり、今般その審議結果をとりまとめたので、意見具申として市に示すこととしたものである。

2. 事業系ごみ処理手数料について

事業系ごみ処理手数料は、一般廃棄物収集運搬許可業者が枚方市の清掃工場に事業系ごみを搬入する際に必要な手数料であり、事業系ごみを排出する事業者は、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、収集運搬料金と事業系ごみ処理手数料を一般廃棄物収集運搬許可業者に支払う必要がある。

枚方市の現在の事業系ごみ処理手数料は、平成25年6月に「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」を改正し、経過措置期間を経て、平成28年1月から90円/10kgとなっている。



3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における排出者責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者の責務として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と排出者責任の原則が規定されている。対象となる廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物の区別をしておらず、どちらの廃棄物であっても、排出事業者が自ら処理するか、あるいは廃棄物処理業者に委託するなどして、適正に処理する責任を排出事業者が有していることになる。

4. ごみ処理手数料の見直しについて（答申）

平成 13 年 1 月の廃棄物減量等推進審議会からの「ごみ処理手数料の見直しについて（答申）」において、事業系ごみ処理手数料は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨に基づく事業者の自己処理責任に照らして、市の処理原価をそのまま適用することが本来であるとの答申を行っている。

また、ごみ処理原価を適用した新手数料の設定に際しては、許可業者及び排出事業者の理解を求めるとともに、新料金と現行料金との間に大きな値上げ幅が生ずることとなった場合には、適正な期間を定めるなど、段階的な引き上げ等の措置も必要であるとも示している。

<ごみ処理手数料の見直しについて（答申）の抜粋>

5. 事業系ごみ処理手数料について

事業系ごみ処理手数料は、廃掃法の趣旨に基づく事業者の自己処理責任に照らして、市の処理原価をそのまま適用することが本来である。しかしながら、現行の事業系ごみ処理手数料はこうした事業者責任を明白に打ち出したものとはなっておらず、また、事業者においても十分に認識されていないように思われる。今回の手数料の見直しを契機に、事業系手数料本来のあり方を明らかにし、循環型社会形成への方向付けを明確にすべきである。手数料見直しに伴う負担の増加が懸念されるが、分別やリサイクルの徹底及び経費削減努力によって、結果としてごみ処理費用全体としては負担が減る場合もある。事業者の意識が変化し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に配慮した事業経営へと転換されることが期待される。

(1)～(4) 省略

(5) 経過措置の検討

ごみ処理原価を適用した新手数料の設定に際しては、許可業者及び排出事業者の理解を求めるとともに、新料金と現行料金との間に大きな値上げ幅が生ずることとなった場合には、適正な期間を定めるなど、段階的な引き上げ等の措置も必要である。

5. 枚方市一般廃棄物処理基本計画における位置付け

「枚方市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月改定）」において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による排出者責任の考え方にに基づき、ごみ処理原価に一致したものとなるように、手数料の見直しを検討することとしている。

6. ごみ処理原価

枚方市の令和2年度のごみ処理原価（ごみの焼却及び最終処分等の処理に要する単位重量あたりの費用）は、315円/10kgとなっている。

7. 枚方市からの事業系ごみ処理手数料の改定案

枚方市から、事業系ごみ処理手数料について、ごみ処理原価との乖離状況や大阪府内の状況、京田辺市の手数料の額などを参考に、90円/10kgから150円/10kgにする改定案の提示があった。

8. 廃棄物減量等推進審議会における各委員からの意見

（1）事業者の排出者責任

- 事業者には法に基づく排出者責任があるが、法には市町村の処理責任についても規定されているので、排出者に全ての責任があるのか議論がある。
- 事業者は排出者責任を果たす義務があるが、処理費用の全額を負担することまでは、法に定められていない。

（2）ごみ処理原価

- 現状の市の事業系ごみ処理手数料は、ごみ処理原価と比較してかなり安く設定されている。
- ごみを減らすほど、ごみ処理原価が高くなっていくものであり、施設の運転・管理経費もかさむので、ごみ処理原価が年々高くなっていくことは仕方がない。
- ごみ処理原価の算定方法が市町村によって異なるので、枚方市のごみ処理原価が他市町村と比較してどうなのかわかりにくい。

(3) 事業系ごみ処理手数料の改定額

- 現在の原料費・燃料費高騰といった社会・経済状況の中での値上げとなると、排出事業者への影響が生じる可能性があり、反対である。
- 京田辺市と可燃ごみを広域処理する際に、事業系ごみ処理手数料の金額を合せるということは、理解できる。
- 自治体によって当然、ごみ処理原価には違いがあるので、周辺自治体とごみ処理手数料の足並みを揃える必要はない。
- 事業系一般廃棄物は、産業廃棄物と比較して、比較的安い処理手数料にするべきである。
- 今後、京田辺市と可燃ごみの共同処理が始まり、京田辺市は150円/10kg、枚方市は90円/10kgと異なる料金を支払うことに違和感がある。
- ごみ処理原価315円/10kgと現行の事業系ごみ処理手数料90円/10kgとの差額は税金により賄われている状況であり、今回、事業系ごみ処理手数料を150円/10kgにすることで税金からの補填額が減少するため、その減少分は他の行政サービスに充てることができるのではないかと。

(4) 排出事業者への説明

- 事業系ごみ処理手数料の値上げを行うにあたって、排出事業者への周知や納得いただくにあたっての説明等、十分なフォローが必要である。
- 事業系ごみ処理手数料の値上げを行う理由について、排出事業者にわかりやすく説明する必要がある。

(5) 事業系ごみ処理手数料の改定期期

- 事業系ごみ処理手数料の見直しの実施時期や経過措置というところで、配慮が必要である。
- 原料価格の高騰や社会状況も踏まえた上で、事業系ごみ処理手数料の値上げを行うタイミングや金額について配慮が必要である。

(6) その他

- 事業系ごみ処理手数料の値上げを行うことで、商品の値上げが生じる場合もあり、市民にも影響が及ぶ可能性がある。
- 事業系ごみ処理手数料の値上げを行うことで、ごみが削減される効果が生じる可能性はある。
- 事業系ごみ処理手数料の値上げを実施することになったら、事業者支援についても検討いただき、何か支援策を講じて欲しい。

9. おわりに

平成 13 年 1 月の本審議会からの答申のとおり、事業系ごみ処理手数料については、事業者の排出者責任に基づき、ごみ処理原価をそのまま適用することが本来であると考えるが、現行の事業系ごみ処理手数料の額とごみ処理原価の乖離幅が大きい場合は、あくまでごみ処理原価を目指しつつも、途中段階としての手数料額の水準を考慮すべきである。

事業系ごみ処理手数料を見直すにあたっては、手数料の改定時期や手数料額の激変緩和措置として経過措置期間を設けるなど、排出事業者に対して一定の配慮を実施すべきである。また、事業系ごみ処理手数料の改定について、排出事業者に丁寧かつ十分な説明を行い、理解を求めることも必要である。

こうした本審議会における意見を十分に踏まえていただき、事業系ごみ処理手数料について見直しを進めていただくよう、要望する。

【参考資料】

1. 審議経過

会議開催日	審議内容
令和4年3月10日 令和3年度第5回審議会	事業系ごみ処理手数料について
令和4年5月31日 令和4年度第1回審議会	事業系ごみ処理手数料の見直しについて
令和4年7月20日 令和4年度第2回審議会	事業系ごみ処理手数料の見直しについて
令和4年8月30日 令和4年度第3回審議会	事業系ごみ処理手数料の見直しに係る意見具申(案)について

2. 枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

区分	氏名	団体等
学識経験者	いしかわ さとこ 石川 聡子	大阪教育大学教育学部 教授
	おおした かずゆき 大下 和徹	京都大学大学院工学研究科 准教授
	たむら ゆか 田村 有香	京都精華大学国際文化学部 教授
	(会長) はしもと せいじ 橋本 征二	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授
関係市民団体	いなもり いくこ 稲森 郁子	尊延寺の自然を守る会 代表
	(副会長) かきたに のぼる 笠谷 昇 (令和4年5月まで)	枚方市コミュニティ連絡協議会
	とみた すみこ 富田 須美子	ひらかた夢工房運営連絡会
	なかの としひこ 中野 俊彦	エコ・スマイルひらかた 理事長
	はまだ けいこ 濱田 慶子	枚方市健康づくり食生活改善協議会 副会長
	(副会長) はやかわ たかし 早川 孝 (令和4年5月から)	枚方市コミュニティ連絡協議会 事務局長
	まつい ふとし 松井 太	氷室校区コミュニティ協議会 副会長
関係業者団体	いばらき としこ 茨木 壽子	北河内農業協同組合 女性会 副会長
	おくにし きよみ 奥西 喜代美	大阪府電機商業組合枚方支部 役員
	おの あつし 小野 克史	枚方市商業連盟 副理事長
	たかはし ゆうたろう 高橋 裕太郎 (令和4年6月まで)	枚方市工業会 環境委員会 委員長
	でん もとひろ 田 元浩	ひらかた環境事業協同組合 専務理事
	(副会長) なかじま かなめ 中島 要	北大阪商工会議所 中小企業相談所 所長
	のうえ とものり 野々上 智規 (令和4年6月から)	枚方市工業会 環境委員会 委員長
	ふじした しゅうじ 藤下 秀次	枚方市商業連盟 理事長